

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 11 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380141

研究課題名(和文) 環境リスク規制に関する包括的研究 統一的視座の確立と環境損害賠償制度構築に向けて

研究課題名(英文) A Comprehensive Research on Environmental Risk Regulation---Developing Unified Perspective and Establishing Environmental Damage Compensation System in Japan

研究代表者

大塚 直 (OTSUKA, Tadashi)

早稲田大学・法学大学院・教授

研究者番号：90143346

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、毎年度国際シンポジウムを行い、その結果、特にフランス法との比較を通して、民事訴訟を含めた環境リスク訴訟において、科学的不確実性が日仏双方で考慮されていることが明らかになった。すなわち、フランスでは、損害賠償に関し、過失については予防原則の影響が一定程度見られる一方、差止めに関しては、携帯電話の中継アンテナの差止を認容した下級審裁判例があることが注目される。また、環境リスクとしての原子力発電所の規制や民事差止訴訟に関する議論、団体訴訟、CSC条約(原子力損害の補完的補償に関する条約)における環境損害の扱いについて検討した。

研究成果の概要(英文)：This research features the international exchange of researchers which focuses on the comparison between Japanese and French environmental law. Regarding compensation in French judicial cases, the precautionary principle has some impact on the determination of the "fault" of the act that has some scientific uncertainty. Regarding injunction in French lower court cases, the precautionary principle had impact on the determination of the "possibility of prejudice" and plaintiffs won in mobile phone antenna litigations. However, later, "le tribunal des conflits" limited the jurisdiction of judicial courts. On the Contrary, in Japan it is possible for judicial courts to issue an injunction to the facilities that got permission from the administration. I also developed the discussion on the civil injunction litigations against nuclear power plants, the research on group litigation and the environmental damage in CSC treaty.

研究分野：民法、環境法

キーワード：予防原則 環境損害 損害賠償 環境リスク 国際研究者交流

1. 研究開始当初の背景

(1) 今日の環境問題は、損害発生の可能性の段階での対応が不可欠である。この「環境リスク規制」問題については、近年、いわゆる「リスク分析」の導入、予防原則といった考え方の議論が進められつつあった。これらは、国際的にも、また様々な学問分野でも議論されてきているが、わが国における法学的な理論構築は必ずしも十分ではなく、制度導入は全く不十分な状況といわざるをえない。このわが国における欠陥は、東日本大震災・原発事故でも明らかになった。例えば、福島第1原発事故は計画段階での「想定」していたリスクの範囲が狭かったことが示されていた。

現在問題となっている中間貯蔵施設、気候変動問題、化学物質、遺伝子組換え生物の問題、電磁波、BSE、廃棄物処分場等、環境問題1つ1つについて、リスクと予防原則について、従来検討がなされてきた。しかし、原発事故は、起きる可能性は小さく、また、事故によって生じたものであるが、一度損害が発生すると極めて甚大な被害をもたらす性質のものであり、他の環境リスクと相違する点と類似する点を有している。

(2)環境リスクの重大性を判断するために重要となる、環境自体に対する損害(狭義の環境損害)については、油濁事故や原子力事故との関係、また、EU環境責任指令との関係で議論がなされてきた。しかし、特に最近のフランスにおける、民事損害賠償との関係で環境損害を検討する議論についてはなお十分に考察されていない状況にあった。

2. 研究の目的

本研究は、第1の柱が環境リスク規制に係る統一的視座の確立、第2の柱が環境損害賠償制度の構築を試みることで、という2本柱から構成される。そして環境リスクに適切に対処しうる環境法制度を構築することを最終的な目的とするものである。

「リスク」の概念を法的にどのように処理し、法制度へ組み入れるかという根本的な課題がある。また、予防原則については、適用要件と法的な効果に関する従来からの様々な論争を克服して法原則としての予防原則を理論的に確立することが求められる。

一方で、このように「予防原則」の発想に基づき事前の対応を行うだけでなく、万一環境リスクによって損害が生じた場合の事後の対応をも検討する必要があると考えられる。特にわが国においては、環境自体に対する損害(狭義の環境損害)については、法によって十分な事前・事後の対応がなされているものはないと考えられることから注目する。

3. 研究の方法

(1)研究方法としては、各種文献による研究のほか、ヨーロッパ、日本の研究者を招聘してシンポジウムを開催し研究を進める。

(2)すでに確立している成果を踏まえて、検討を開始している環境リスク全般についての研究をさらに深め、環境リスクを予防するための総合的な法システムのあり方について検討する。具体的には、原子力に関する規制システム、原子力発電所その他の環境汚染に対する裁判のあり方等について検討するとともに、気候変動問題、化学物質、遺伝子組換え生物の問題、電磁波、廃棄物処分場等の環境リスクについても検討する。

また、環境リスク概念を把握しながら、それによって生じる(狭義の)環境損害の特徴を検討する。生じてしまった原子力事故に対する環境損害を含めた損害賠償の問題は喫緊の課題であり、そのための理論研究を深化させる。

4. 研究成果

(1)本研究は、毎年度国際シンポジウムを行い、国際研究者交流に重点を置いた点に意義がある。

2013年6月2日には、国際シンポジウム「EU、イギリス及び日本における予防原則」を開催した。イギリスから招聘したヘイバート教授(The London School of Economics and Political Science(LSE))には、「Precautionary Principle in the EU and the UK including the relation between Precautionary Principle and Proportionality Principle」について、ご報告いただいた。研究代表者の大塚は「わが国における予防原則について」、増沢陽子准教授(名古屋大学)は「予防原則と化学物質規制」の報告を行った。その後、パネルディスカッションを通して、イギリス法・EU法と日本における予防原則の相違を議論することができた。

2015年2月28日・3月1日には、フランスから大阪大学に招聘されていたマチルド・プトネ教授(エクス・マルセイユ大学)をお招きし2日間のワークショップを開催した。1日目は、「フランス法における予防原則」をテーマとし、「フランス法における予防原則、比較法的見地からの民事責任におけるその影響について」をプトネ教授からご報告いただいた後、日本法との比較の観点から研究代表者である大塚がコメントをし、パネルディスカッションを行った。2日目は、「フランス法における環境損害」をテーマとし、「比較法的見地からの、フランス民事責任法における生態学的損害」についてプトネ教授からご報告いただいた後、大久保規子教授(大阪大学)からはドイツ法の観点から、研究代表

者の大塚は日本法の観点から、コメントをし、最後にパネルディスカッションを行った。両日とも、参加者からの質問も交えて活発な議論を行うことができた。

2日目の報告は、フランスの破毀院が生態学的損害を承認したエリカ号事件判決を契機としたフランス法の問題状況に関するものであったが、これについては、大塚直責任編集『環境法研究3号』（信山社、2015年）に収めた。

2016年1月18日・19日には、フランスからロラン・ネイレ教授（ヴェルサイユ＝サン・カンタン・アン・イヴリンヌ大学）とマチルド・プトネ教授（エクス・マルセイユ大学）をお招きし、2日間のワークショップ「フランス法における環境損害と予防原則」を開催した。1日目は「環境損害」をテーマとし、「環境損害 フランス法の最近の状況と原子力損害の問題」をネイレ教授から報告いただいた後、プトネ教授と研究代表者である大塚がコメントをし、ディスカッションを行った。2日目は「予防原則」をテーマとし、「民事責任及び差止に対する予防原則の影響」をネイレ教授からご報告いただいた後、プトネ教授と大塚がコメントをし、ディスカッションを行った。両日とも、参加者からの質問も交えて活発な議論を行うことができ、フランスにおける議論から日本への示唆を得ることができた。

(2)これら国際シンポジウムや文献による比較法調査を通して、日本への示唆を得ることができた。

フランス法との比較を通しては、環境リスク規制に関する予防原則について、フランスでは裁判所が予防原則を私人間に適用される規範と捉えているが、わが国ではそうではない点に違いがあること、他方で、民事訴訟を含めた環境リスク訴訟において、科学的不確実性が日仏双方において考慮されていることが明らかになった。すなわち、フランスでは、損害賠償に関し、過失については予防原則の影響が一定程度見られる一方、差止めについては、携帯電話の中継アンテナが主な対象となっており、下級審裁判例が認容した（ただし、その後、司法裁判所の管轄が限定されたため、差止請求は極めて困難になった）ことが注目された。また、環境リスク規制のうち原子力発電の規制の在り方や原発の民事差止訴訟の在り方に関する議論を深められた。なお、環境損害について、団体訴訟の検討、CSC条約（原子力損害の補完的補償に関する条約）における環境損害の扱いについて検討した。本研究において、原子力に関する規制はもともと研究課題としていたが、わが国が2014年にCSC条約を締結したことから、これについても検討対象として取り上げた。

なお、フランスから先生方を招聘し開催し

た上記シンポジウムにみられるように、フランスのエクス・マルセイユ大学E U・国際法センター（C E R I C）と連携し、引き続き国際共同研究を行っていく予定である。

また、従来日本であまり紹介されていないイギリスにおける予防原則の議論にも触れることができ、日本法への新たな示唆が得られた。ハイバート報告では、イギリス判例法における比例原則と予防原則の受容の比較がなされ、以下の指摘がなされた。比例原則については、イギリス判例法に従来からWednesbury原則と呼ばれる不合理性の原則があり、これが比例原則と類似しているため、比例原則の中身はイギリスに受容されたものの、判例はなお比例原則の語を用いることに消極的である。他方、予防原則については、判例はこれを用いることに積極的であるが、その内容については、EUの理解とは異なる解釈がなされていることが示されている。この報告内容は、大塚直責任編集『環境法研究3号』（信山社、2015年）に収めた。

(3)国際シンポジウム以外にも、2014年3月2日には、シンポジウム「リスク論と原子力発電」を開催した。下山憲治教授（名古屋大学）には「原発の安全規制とリスク論」、桑原勇進教授（上智大学）には「基本権保護義務・予防原則・原子力の安全確保」についてご報告いただき、松本和彦教授（大阪大学）にはコメントをいただいた。その後、参加者も交えたパネルディスカッションを行った。

このシンポジウムは、本研究におけるリスク規制について、各々の分野の環境問題について論点を煮詰め、各分野の結論を打ち出すため、その中の一つとして原子力に焦点を当てたものであるが、非常に意義があったと考えられる。各報告内容は、大塚直責任編集『環境法研究3号』（信山社、2015年）に収めた。

(4)このほか、本研究の第1の柱である環境リスク規制に係る統一的視座の確立に関係する「予防原則」については、科学的不確実性が残された事案に関する訴訟を中心に検討を進めた。原子力発電所や化学物質など検討すべきケースは複数存在する。

本研究の成果としては、上述したように、民事訴訟を含めた環境リスク訴訟において、科学的不確実性が日仏双方において考慮されていることが明らかになった。わが国では、損害賠償については一定の類似性を見いだせるが、差止については、学説上根源的権利（わが国では、平穩生活権として的人格権が注目される）の創設の必要が指摘されている点は類似しているものの、わが国では行政庁の許可を得た施設に対しても民事上の差止めが可能である点が、フランスとの最大の相違点であることが示された。また、科学的不確実性に関わる事件を扱う裁判例を検討した結果、圧倒的に被告に証拠が偏在する中で、具体的危険性をどのように証明す

るかについて、相当程度の可能性の証明を原告に求める立場をとるに至り、具体的危険性については、原子力規制委員会が打ち出した安全目標を1つの指標とする考え方を採用することとした。後者については、筆者が研究を公表した後、下級審裁判例や学説の中にこの立場をとるものが現れている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計14件)

大塚直「水銀に関する水俣条約の国内法対応とその評価」環境法政策学会編『化学物質の管理 その評価と課題(環境法政策学会誌第19号)』(商事法務、2016年)58-78頁、査読無

大塚直「高浜原発再稼働差止仮処分決定及び川内原発再稼働仮処分決定の意義と課題」大塚直責任編集『環境法研究3号』(信山社、2015年)41-54頁、査読無

マチルド・プトネ[大塚直=佐伯誠 訳]「エリカ号事件：生態学的損害の承認」大塚直責任編集『環境法研究3号』(信山社、2015年)55-75頁、査読無

ヴェルル・ヘイバード[大塚直=小島恵=二見絵里子 訳]「規範移入の形態 イギリス判例法における比例原則と予防原則の受容の比較」大塚直責任編集『環境法研究3号』(信山社、2015年)77-120頁、査読無

大塚直「不法行為・差止訴訟における科学的不確実性(序説)」高翔龍・野村豊弘ほか編『日本民法学の新たな時代(星野英一先生追悼)』(有斐閣、2015年)797-832頁、査読無

大塚直「水銀に関する水俣条約の国内法対応」Law & Technology 69号(2015年)22-30頁、査読無

大塚直「改正フロン類法の意義と課題」Law & Technology 67号(2015年)9-16頁、査読無

大塚直「水銀条約の国内対応に関する法的課題」高岡昌輝監修『水銀に関する水俣条約と最新対策・技術』(シーエムシー出版、2014年)23-31頁、査読無

大塚直「大飯原発運転差止訴訟第1審判決の意義と課題」法学教室410号(2014年)84-94頁、査読無

大塚直「大飯原発3号機、4号機差止訴訟判決(福井地判平成26・5・21)について」環境と公害44巻2号(2014年)50-56頁、査読無

大塚直「福島第1原発事故が環境法に与えた影響」大塚直責任編集『環境法研究1号』(信山社、2014年)107-136頁、査読無

大塚直「判例研究 公健法における水俣病認定 水俣病認定申請棄却処分取消等訴訟最高裁判決 水俣病認定申請棄却処分取消訴訟

における審理・判断の方法[最高裁判所第三小法廷平成25.4.16判決]」Law & Technology 62号(2014年)52-58頁、査読無
大塚直「環境法の理念・原則と環境権」環境法政策学会編『環境基本法制定20周年 環境法の過去・現在・未来(環境法政策学会誌第17号)』(商事法務、2014年)11-28頁、査読無

[学会発表](計1件)

大塚直「水銀条約の国内対応」第19回環境法政策学会学術大会シンポジウム「化学物質の管理」2015年6月13日、獨協大学(埼玉県草加市)

[図書](計0件)

[その他]

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大塚直(OTSUKA, Tadashi)
早稲田大学・法学学術院・教授
研究者番号：90143346

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

藤岡 典夫(FUJIOKA, Norio)
小島 恵(KOJIMA, Megumi)
二見 絵里子(FUTAMI, Eriko)